

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

譲受人 〇

譲渡人 〇

下記によって、転用のため農地(採草放牧地)の所有権()を移転()したいので、
農地法第5条1項の規定により、許可を申請します。

1 申請人の住所・職業及び年令

申請人	氏名	年令	職業	住所
譲受人				
譲渡人				

2 許可を受けようとする土地の所在・地目・面積・利用状況・普通収穫高および耕作者の氏名

土地の所在				地目		面積	利用状況	10アール 当り普通 収 穫 高	耕作者 氏 名	市街化区域、市街化調整区域の別、およびその他参考となるべき事項
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況					
計						m ²	(田	m ²	畑	m ²)

3 転用計画

(1) 転用の目的

1 一般住宅
2 農家住宅
3 その他 ()

(2) 権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細

(3) 事業の操業期間または施設の利用期間

年 月 から 年間

(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または設置の概要

工事計画	第1期(着工 年 月～ 年 月)				合計						申請人訂正欄
	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	
土地造成											漢数字を使用する 申請人印 申請人は記入しない
建築物											
工作物											
計											

4 権利を移転または設定しようとする契約の内容

(1) 権利を移転し、または設定しようとする時期 (3) 賃借料等の給付の種類および額
(2) 対 価 (4) 契約期間

5 資金調達計画

6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

7 その他参考となるべき事項

沖縄県指令農第 号

平成 年 月 日

沖縄県知事

上記申請については、別添の条件を附して許可します。

「注意事項」「教示」裏面を読んでください。

担当者確認欄

字 抹 消 申請人は記入しない
字そう入

許可権者訂正欄

字 抹 消 申請人は記入しない
字そう入

平成 年 月 日

訂 正、再 交 付

【許可条件】

- ☐ 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- ☐ 2-1 許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を関係市町村農業委員会を経由して知事あて提出すること(完了状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること。)
なお、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- ☐ 2-2 本件許可の日又は施設の利用開始日から3か月後及びその後6ヶ月後に本件許可地の事業遂行状況を関係市町村農業委員会を経由して知事あて報告すること(利用状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること。)
- ☐ 2-3 許可期間は、許可の日から平成 年 月末日までとし、期間内に農地へ復元すること。
- ☐ 3 地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が利用の状況を適当と認めて発行する現況証明によること。

(注意)許可条件等については、許可権者以外加筆しないで下さい。

【注意事項】

許可条件に違反した場合(許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。))に従ってその事業の用に供しないときなど)及び農地法第51条第1項の規定により必要と認めるときはその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

【教示】Zha以下

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37法律第160号)第6条の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、沖縄県知事に異議申立書(同法第48条において準用する同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して異議申立てをすることができます。(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、異議申立てをすることはできません。)

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)正副2通を提出して裁定の申請をすることができます。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、沖縄県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【記載要領】

1 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。

3 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。

4 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。

5 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。

6 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。

7 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

8 「2許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。

(様式5号・6号－②)

申請書の1の欄 当事者の氏名、住所、年令、職業

当事者の別	氏名	押印	住所	年令	職業

申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在、地目、面積、利用状況、普通収穫高および耕作者氏名

譲渡人	土地の所在				地目		面積	利用状況	10アール	耕作者氏名
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況			当り普通 収 穫 高	

農地法第5条の規定による許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

沖縄県知事殿

譲受人 本部 太郎
譲渡人 本部 花子

（印）
（印）

下記によって、転用のため農地（採草放牧地）の所有権（
農地法第5条1項の規定により、許可を申請します。

1 申請人の住所・職業及び年齢

申請人	氏名	年齢	職業	住所
譲受人	本部 太郎	57	自営業	本部町字東5番地
譲渡人	本部 花子	39	農業	本部町字〇〇〇〇番地

2 許可を受けようとする土地の所在・地目・面積・利用状況・普通収獲高および耕作者の氏名

土地の所在				地目		面積	利用状況	10アール 当り普通 収 穫 高	耕作者 氏 名	市街化区域、市街化調整 区域の別、およびその他 参考となるべき事項				
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況									
本部町	伊豆味	親名原	〇〇〇	畑	畑	500								
計						500	m ²	(	田	m ²	畑	500	m ²	)

3 転用計画

(1) 転用の目的

1 一般住宅
2 農家住宅
3 その他 ()

(2) 権利を設定し、または
は移転しようとする理
由の詳細

現在、借家住まいなので、自己住宅を建築したい。

(3) 事業の操業
期間または施設
の利用期間

平成〇〇年〇月 から 永年間

(4) 転用の時期
および転用の
目的に係る事
業または設置
の概要

工事計画	第1期（着工H〇〇年〇月～H〇〇年〇〇月）				合計			申請人訂正欄				
	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	字 抹 消 字 ぞう 入 （印） 申請人印 （印） 漢 数字 を 使 用 す る	
	土地造成											
	建 築 物	RCブロック造	1	118.45	500				1	118.45		500
	工 作 物											
計		1	118.45	500				1	118.45	500		

4 権利を移転ま
たは設定し
ようとする契約
の内容

(1) 権利を移転し、または設定しようとする時期

(3) 賃借料等の給付の種類および額

(2) 対 価 300万円

(4) 契約期間

5 資金調達計画

自己資金1,500万円、銀行借入1,000万円

6 転用すること
によって生ず
る付近の土
地・作物・家
畜等の被害
防除施設の
概要

転用することによって、付近の農地・作物等に被害のないように防除する。

7 その他参考と
なるべき事項

万が一被害が出た場合は、責任を持ってその対策を行います。

沖縄県指令農第 号

平成 年 月 日

上記申請については、下記条件を附して許可します。

許 可 条 件

1. 許可の内容と異なった目的、施設に使用しないこと。

2. 地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が工事施工の状況を適当と認めて発行する
現況証明によること。

3. 許可申請書に記載された転用の時期に申請施設を完成すること。ただし、この許可の
日から一年以内に完成したときは、この限りでない。

「注意事項」裏面を読んでください。

（印）

許可権者訂正欄

字 抹 消
字 ぞう 入

申請人は記入しない

平成 年 月 日

訂 正、再 交 付

[教示]裏面を読んで下さい。